# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 令和元年9月11日提出

【計算期間】 第19期 (自 平成30年6月12日 至 令和元年6月11日)

【ファンド名】 りそな・バリュー&グロース

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 青木 章人

【連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【電話番号】 03-3593-9023

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1 【ファンドの状況】

- 1 【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/国内/株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

# 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
<b>★四五、20</b> 加五	投員別家地域	(収益の源泉)
		株式
単位型	国内	債券
	海外	不動産投信
追加型	   内外	その他資産
<b>坦加</b> 坚	אלפא	( )
		資産複合

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
<b>一般</b> 大型株 中小型株	年2回	<b>日本</b> 北米
债券 一般 公債	年4回	欧州
社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	アジア オセアニア
不動産投信	年12回	中南米
その他資産 ( )	(毎月)日々	アフリカ 中近東(中東)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	エマージング

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

株式 一般	目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載が
	あるものをいい、大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
	をいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの
	をいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資
	産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

# 信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。 ファンドの特色

- 1)わが国の株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から銘柄を選定します。
- 2) 定量的スクリーニングに加え、経営力、技術力、ビジネスモデル、市場シェア等様々な観点から定性的な分析を行い、組入銘柄を厳選します。

3)バリュー銘柄、グロース銘柄の投資配分を変化させることにより、幅広い投資機会を捉える ことを目指します。

#### (参考)

# 「バリュー(割安)株投資」は

収益力、財務内容等からみて、現在 の株価が割安と判断される銘柄を中 心に選定します。

# 「グロース (成長) 株投資」は

開発力、競争力、経営力等を有し、 成長性が高いと判断される銘柄を中 心に選定します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# (2)【ファンドの沿革】

平成12年6月16日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

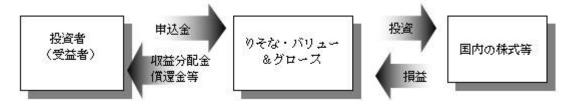
平成14年10月15日 ファンドの名称を「あさひ東京・バリュー&グロース」から「りそな・バ

リュー&グロース」に変更

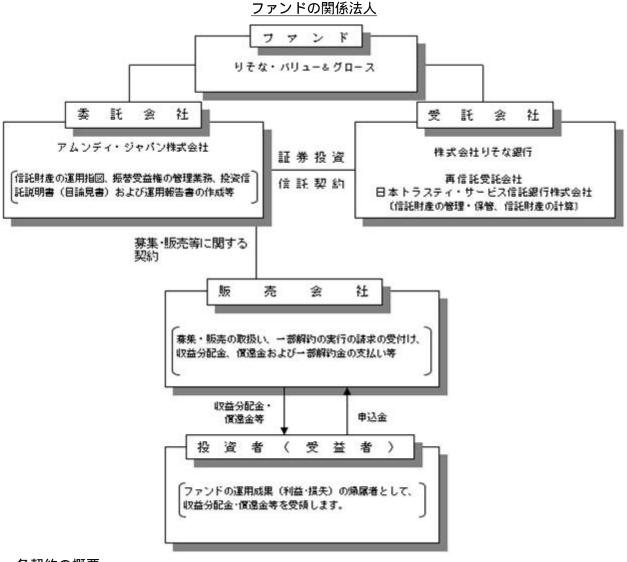
# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは以下の通りです。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



#### 各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実 行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関 する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還に いたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

# 委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)				
資本金の額	12億円				
会 社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウン・	セリング株式会社設立			
0 /A ¥	昭和55年 1月 4日 山一投資カウン	<b>セリング株式会社から山一投資顧問株式会</b>	社へ社名変更		
	平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネ 式会社)が主要様	ラル投資顧問株式会社(現アムンディ・: 朱主となる	ジャパンホールディ	ング株	
	平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更			3変更	
	平成10年11月30日 証券投資信託委託	証券投資信託委託会社の免許取得			
		りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネ ジメント株式会社へ社名変更			
	平成19年 9月30日 金融商品取引法(	D施行に伴い同法の規定に基づく金融商品	B取引業者の登録を行	ζ	
	∥ 平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャ パン株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所有株式数	比率	
の 状 況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%	

(本書作成日現在)

#### 2 【投資方針】

## (1)【投資方針】

#### 運用方針

中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

#### 投資態度

- 1)国内株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から組入銘柄を選定し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目標にアクティブ運用を行います。
- 2)上場銘柄を対象に、成長性・割安度・健全性などの定量的スクリーニングなどにより、投資 候補銘柄群を絞ります。
- 3)バリュー銘柄については、企業価値に比べて株価の割安度が強いと判断される銘柄を中心に 選定します。また、グロース銘柄の選定については、企業の成長性に特に着目し、利益等の 成長性が高いと予測される銘柄を中心に選定します。
- 4)企業訪問などによる調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチに加え経営力、技術力、 ブランド力、ビジネスモデル、市場シェア、テーマ性などの観点から企業を評価し組入銘柄 を厳選します。
- 5)市況性格や景気動向の変化に応じて「バリュー銘柄」、「グロース銘柄」の投資配分を変化 させることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指します。
- 6)株式の実質組入比率は、高位を基本とします。
- 7)株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 8)資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

#### (2)【投資対象】

## 主な投資対象

わが国の金融商品取引所(本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)上場株式(これらに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

# 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 22.外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図できます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、金利の先物取引および金利のオプション取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または 異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

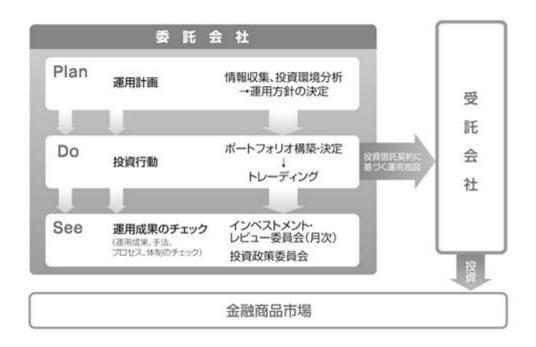
# (3)【運用体制】

投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

#### 運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者 にフィードバックされます。ファンドの運用体制は以下の通りとなっております。



\*委託会社の運用成果のチェック・・インベストメント・レビュー委員会(8名以上)、投資政策委員会(3名以上)

#### ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

#### (4)【分配方針】

収益の分配

毎決算時(毎年6月11日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

#### (a)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### (b)分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## (c)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

#### (5)【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

(イ)株式への投資制限

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

# (ロ)新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時 価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (八)投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

## (二)投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2)前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託 会社が投資することを指図できるものとします。

# (ホ)同一銘柄の株式等への投資制限

- 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### (へ)信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2)前記1)の信用取引の指図は、売付における建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付における建玉の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す る売付の一部を決済するための指図を行うこととします。

#### (ト) 先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を行うことを指図できます。
- 3)委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

# (チ)スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図できます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間 を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。
- (リ)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
  - 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図できます。
  - 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額を用います。
  - 4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。
- (ヌ)デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### (ル)信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### (ヲ)同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

## (ワ)有価証券の貸付の指図および範囲

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2)前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

## (カ)公社債の空売りの指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付を指図できます。なお、売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 売付の指図を行う公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### (ヨ)公社債の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図できます。なお、公社債の借入れを行うにあたり必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。
- 2)借入れの指図を行う公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れた公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

# (タ)外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

#### (レ)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

# (ソ)外国為替予約取引の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2)予約取引の指図は、信託財産における為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産 に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行う予約取引の指図については、 この限りではありません。

3)前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を指図します。

#### (ツ)資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含み ます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をす ることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしま す。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

#### 法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者 指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会に おいて議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に ついての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株 式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超 えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 1)価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 2)信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し(ゼロになる場合もあります。)、ファンドの基準価額に大きな影響をおよぼす場合があります。

#### 3)流動性リスク

短期間での大量の換金により、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

#### 4)金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響をおよぼす場合があります。

# 基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

#### (2)その他の留意点

#### 1)ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

#### 2) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありませ

ん。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 3)換金の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金の申込受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。投資信託は、預金保険の対象および保険契約者 保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信 託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

#### (3)リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

## ・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

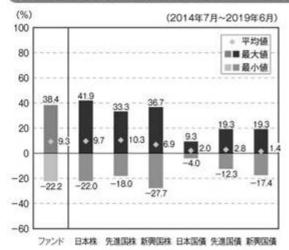
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# (参考情報)



# ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較





- \*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- \*②のグラフは2014年7月から2019年6月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の 基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- \*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### ○各資産クラスの指数について

#### 日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商機に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

#### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他 一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

## 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権 その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### E 内国作 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

#### 先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誘躍、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じた金額とします。

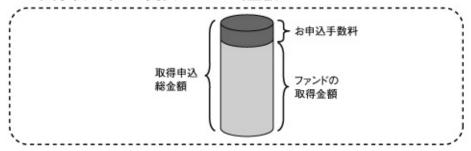
料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
3.24% * (税抜3.00%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならび に購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払 いいただきます。

<sup>\*</sup> 消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



申込手数料率等、詳細については、販売会社(販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

# アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

# (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はございません。

ただし、換金時に、換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額 (当該基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額。)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、信託財産に留保される金額をいいます。

#### (3)【信託報酬等】

1)信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.62%<sup>\*</sup>(税抜1.50%)を乗じて得た金額 とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

\*消費税率が10%となった場合は、1.65%となります。

#### (信託報酬の配分)

( In the livery of the leave )					
支払先	料率(年率)	役務の内容			
委託会社	0.70%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価			
販売会社	0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンドの管理および事務手続き 等の対価			
受託会社	0.10%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社から の指図の実行等の対価			

- 2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託 財産の中から支払います。
- 3)信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

上記信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほかに、 売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に 要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担しま す。信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数 料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成31年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収 されます。

なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合に は、上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます。)と当該上場株式等の譲渡損 失(解約損、償還損を含みます。)の損益通算(特定公社債等(公募公社債投資信 託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすること ができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通 算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控 除が可能です。

(注)ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

\*公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度 「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募 株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利 用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対 象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニア NISA)もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできま せん。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超 過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありませ ん。)。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

#### 個別元本について

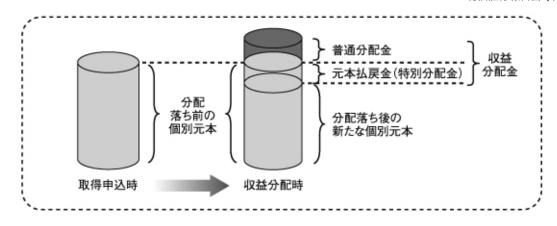
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手 数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつ ど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の 算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合な どにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元 本から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「 収益分配金の課税について」 をご参照ください。

# 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱い となる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と 同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分 配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、 その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金 (特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別 分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証 するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

# 5【運用状況】

以下は令和元年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が 一致しない場合があります。

# (1)【投資状況】

# 信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,025,512,100	96.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35,782,042	3.37
合計 (純資産総額)	1,061,294,142	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】(評価額上位30銘柄)

順 位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
_	日本	株式	日本電産	電気機器	2,500	14,560.00	36,400,000	14,725.00	36,812,500	3.46
	日本	株式	SMC	機械	900	38,000.00	34,200,000	40,170.00	36,153,000	3.40
3	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	13,100	2,765.00	36,221,500	2,702.00	35,396,200	3.33
4	日本	株式	ディスコ	機械	2,000	16,790.00	33,580,000	17,680.00	35,360,000	3.33
	日本	株式	ダイフク	機械	5,700	5,890.00	33,573,000	6,050.00	34,485,000	3.24
6	日本	株式	インフォコム	情報・通信業	14,000	2,433.00	34,062,000	2,453.00	34,342,000	3.23
7	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,400	13,770.00	33,048,000	14,065.00	33,756,000	3.18
8	日本	株式	カカクコム	サービス業	16,100	2,146.00	34,550,600	2,080.00	33,488,000	3.15
9	日本	株式	オリックス	その他金融業	20,600	1,574.00	32,424,400	1,608.00	33,124,800	3.12
	日本	株式	全国保証	その他金融業	8,000	4,255.00	34,040,000	4,135.00	33,080,000	3.11
	日本	株式	カルビー	食料品	11,300	3,095.00	34,973,500	2,908.00	32,860,400	3.09
	日本	株式	ヤマシンフィルタ	機械	52,400	622.00	32,592,800	627.00	32,854,800	3.09
13	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	500	63,310.00	31,655,000	65,130.00	32,565,000	3.06
$\rightarrow$	日本	株式	シスメックス	電気機器	4,500	7,801.00	35,104,500	7,027.00	31,621,500	2.97
	日本	株式	日立ハイテクノロジーズ	卸売業	5,700	5,690.00	32,433,000	5,540.00	31,578,000	2.97
_	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	6,500	4,940.00	32,110,000	4,805.00	31,232,500	2.94
	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	5,000	6,024.00	30,120,000	6,209.00	31,045,000	2.92
	日本	株式	扶桑化学工業	化学	14,400	2,094.00	30,153,600	2,140.00	30,816,000	2.90
_	日本	株式	ピジョン	その他製品	7,100	4,295.00	30,494,500	4,335.00	30,778,500	2.90
	日本	株式	UTグループ	サービス業	11,700	2,440.00	28,548,000	2,615.00	30,595,500	2.88
	日本	株式	東祥	サービス業	11,200	2,800.00	31,360,000	2,730.00	30,576,000	2.88
	日本	株式	鴻池運輸	陸運業	18,000	1,719.00	30,942,000	1,698.00	30,564,000	2.87
$\rightarrow$	日本	株式	大東建託	建設業	2,200	14,360.00	31,592,000	13,735.00	30,217,000	2.84
$\rightarrow$	日本	株式	安川電機	電気機器	8,100	3,480.00	28,188,000	3,660.00	29,646,000	2.79
25	日本	株式	島津製作所	精密機器	10,700	2,884.00	30,858,800	2,642.00	28,269,400	2.66
	日本	株式	小糸製作所	電気機器	4,900	5,480.00	26,852,000	5,750.00	28,175,000	2.65
	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	10,700	2,710.00	28,997,000	2,584.00	27,648,800	2.60
28	日本	株式	東プレ	金属製品	14,800	1,815.00	26,862,000	1,791.00	26,506,800	2.49
	日本	株式	LIFULL	サービス業	50,600	583.00	29,499,800	499.00	25,249,400	2.37
30	日本	株式	セリア	小売業	10,100	2,519.00	25,441,900	2,489.00	25,138,900	2.36

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

# 種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	2.84
		食料品	3.09
		化学	3.75
		医薬品	4.71
		金属製品	2.49
		機械	16.26
		電気機器	11.89

96.62

精密機器	4.11
その他製品	2.90
陸運業	2.87
情報・通信業	6.17
卸売業	8.59
小売業	5.43
その他金融業	6.62
サービス業	14.82

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

合計

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

令和元年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当た <i>り</i> 純資産額 (分配付)(円)
第10期計算期間末 (平成22年 6月11日)	3,515,381,524	3,515,381,524	0.4999	0.4999
第11期計算期間末 (平成23年 6月13日)	3,092,616,581	3,092,616,581	0.4901	0.4901
第12期計算期間末 (平成24年 6月11日)	2,503,888,327	2,503,888,327	0.4422	0.4422
第13期計算期間末 (平成25年 6月11日)	3,372,088,026	3,372,088,026	0.6754	0.6754
第14期計算期間末 (平成26年 6月11日)	3,016,880,659	3,016,880,659	0.7901	0.7901
第15期計算期間末 (平成27年 6月11日)	2,356,859,467	2,356,859,467	1.0483	1.0483
第16期計算期間末 (平成28年 6月13日)	1,568,108,829	1,568,108,829	0.8201	0.8201
第17期計算期間末 (平成29年 6月12日)	1,596,020,629	1,596,020,629	1.0325	1.0325
第18期計算期間末 (平成30年 6月11日)	1,399,030,088	1,399,030,088	1.2179	1.2179
第19期計算期間末 (令和元年 6月11日)	1,073,358,333	1,073,358,333	1.0637	1.0637
平成30年 6月末日	1,368,776,343	-	1.2016	-
7月末日	1,355,476,843	-	1.1964	-
8月末日	1,302,997,146	-	1.1826	1
9月末日	1,328,709,984	-	1.2198	-
10月末日	1,171,238,285	-	1.1117	-
11月末日	1,207,881,236	-	1.1568	-
12月末日	1,033,672,956	-	0.9898	-
平成31年 1月末日	1,090,374,212	-	1.0453	-

				<u> </u>
2月末日	1,121,142,880	-	1.0862	-
3月末日	1,109,752,455	1	1.0940	-
4月末日	1,147,241,009	1	1.1358	-
令和元年 5月末日	1,034,508,920	-	1.0251	-
6月末日	1,061,294,142	-	1.0533	-

# 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
第10期計算期間	自 平成21年 6月12日 至 平成22年 6月11日	0.0000
第11期計算期間	自 平成22年 6月12日 至 平成23年 6月13日	0.0000
第12期計算期間	自 平成23年 6月14日 至 平成24年 6月11日	0.0000
第13期計算期間	自 平成24年 6月12日 至 平成25年 6月11日	0.0000
第14期計算期間	自 平成25年 6月12日 至 平成26年 6月11日	0.0000
第15期計算期間	自 平成26年 6月12日 至 平成27年 6月11日	0.0000
第16期計算期間	自 平成27年 6月12日 至 平成28年 6月13日	0.0000
第17期計算期間	自 平成28年 6月14日 至 平成29年 6月12日	0.0000
第18期計算期間	自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日	0.0000
第19期計算期間	自 平成30年 6月12日 至 令和元年 6月11日	0.0000

# 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第10期計算期間	自 平成21年 6月12日 至 平成22年 6月11日	7.6
第11期計算期間	自 平成22年 6月12日 至 平成23年 6月13日	2.0

第12期計算期間	自 平成23年 6月14日 至 平成24年 6月11日	9.8
第13期計算期間	自 平成24年 6月12日 至 平成25年 6月11日	52.7
第14期計算期間	自 平成25年 6月12日 至 平成26年 6月11日	17.0
第15期計算期間	自 平成26年 6月12日 至 平成27年 6月11日	32.7
第16期計算期間	自 平成27年 6月12日 至 平成28年 6月13日	21.8
第17期計算期間	自 平成28年 6月14日 至 平成29年 6月12日	25.9
第18期計算期間	自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日	18.0
第19期計算期間	自 平成30年 6月12日 至 令和元年 6月11日	12.7

# (注)収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額)÷(当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額)×100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第10期計算期間	自 平成21年 6月12日 至 平成22年 6月11日	27,254,970	740,463,026	7,032,842,150
第11期計算期間	自 平成22年 6月12日 至 平成23年 6月13日	24,974,597	748,123,077	6,309,693,670
第12期計算期間	自 平成23年 6月14日 至 平成24年 6月11日	19,844,437	666,915,405	5,662,622,702
第13期計算期間	自 平成24年 6月12日 至 平成25年 6月11日	13,684,915	683,812,821	4,992,494,796
第14期計算期間	自 平成25年 6月12日 至 平成26年 6月11日	8,061,633	1,182,325,241	3,818,231,188
第15期計算期間	自 平成26年 6月12日 至 平成27年 6月11日	3,964,700	1,574,019,982	2,248,175,906
第16期計算期間	自 平成27年 6月12日 至 平成28年 6月13日	3,420,307	339,458,165	1,912,138,048

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第17期計算期間	自 平成28年 6月14日 至 平成29年 6月12日	3,567,788	369,968,506	1,545,737,330
第18期計算期間	自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日	3,561,108	400,577,827	1,148,720,611
第19期計算期間	自 平成30年 6月12日 至 令和元年 6月11日	3,233,657	142,837,754	1,009,116,514

(注)全て本邦内におけるものです。

#### (参考情報)

# 運用実績

# 基準価額・純資産の推移、分配の推移

2019年6月末日現在



<sup>※</sup>再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

#### ■ 基準価額と純資産総額 ■

基準価額	10,533円
純資產総額	10.6億円

#### ■ 分配の推移 ■

決算日	分配金(円)
15期(2015年6月11日)	0
16期(2016年6月13日)	0
17期(2017年6月12日)	0
18期(2018年6月11日)	0
19期(2019年6月11日)	0
設定来累計	2,800

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

# 主要な資産の状況

#### ■ 資産配分 ■

資産	純資産比(%)
国内株式	96.63
現金・その他	3.37
合計	100.00

※四括五入の関係で合計が 100.00%とならない場合 があります。

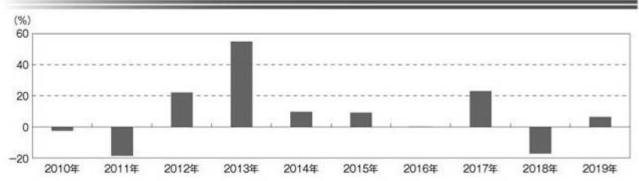
#### ■ 組入上位10銘柄

	路柄名	業種	純資産比(%)
1	日本電産	電気機器	3.47
2	SMC	板板	3.41
3	ミスミグループ本社	卸売業	3.34
4	ディスコ	機械	3.33
5	ダイフク	機械	3.25
6	インフォコム	情報·通信業	3.24
7	ダイキン工業	機械	3.18
8	カカクコム	サービス業	3.16
9	オリックス	その他金融業	3.12
10	全国保証	その他金融業	3.12

#### ■ 組入上位10業種 ■

	業種	純資産比(%)
1	機械	16.26
2	サービス業	14.83
3	電気機器	11.90
4	卸売業	8.60
5	その他金融業	6.62
6	情報·通信業	6.18
7	小売業	5.44
8	医薬品	4.71
9	精密機器	4.11
10	化学	3.75

# 年間収益率の推移



- ※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。
- ※2019年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。
- ※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

<sup>※</sup>基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

#### 第2【管理及び運営】

- 1 【申込(販売)手続等】
  - (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。取得申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2)ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

#### アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

(3)最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」 とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社へお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異なる場合があります。)」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社(販売会社については、前記(2)のお問合せ先にご照会ください。)へお問合せください。

(4)取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(5)委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の中止その他やむを得ない 事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込の受付を中止すること、 およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

## 2 【換金(解約)手続等】

(1) 換金の請求を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、 販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求 (以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込の受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これをすぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとします。申込締切時間は、販売会社によって異なる場合があります。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。

(2) 解約価額は、解約請求の申込を受付けた日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。手取額は、受益者の解約請求の申込みを受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。なお、換金(解約)手数料はありません。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額×0.3%) 解約価額については、販売会社または委託会社(前記「1 申込(販売)手続等 (2)」 をご参照ください)に問合わせることにより知ることができます。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金(解約)のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

#### 3 【資産管理等の概要】

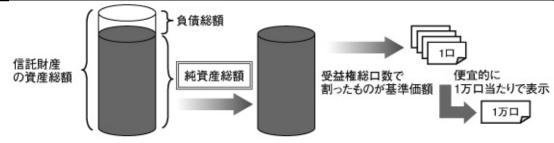
# (1) 【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。	



#### 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。委託会社の照会先は以下のとおりです。

# アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 1 は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等 2 に応じて計算されるものとします。

- 1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 信託の終了(信託 契約の解約)」により信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月12日から翌年6月11日までとします。

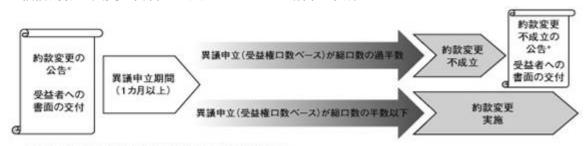
各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

#### 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)までに販売会社でお支払いを開始します。 信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二)(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(二)の規定にしたがいます。
- (へ)(八)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
  - <信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



\*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の(イ)から(二)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間の終了後および償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

# アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

#### 信託の終了(信託契約の解約)

- (イ)委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - A. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
  - B. やむを得ない事情が発生したとき
  - C.信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が20億口を下回ることとなった場合

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

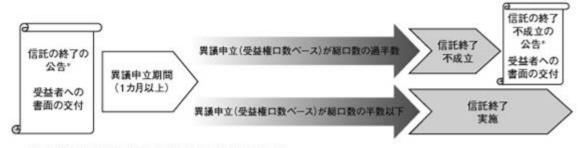
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議 を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ)(イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### <信託の終了の手続>



\*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (八)委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
  - B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
  - C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更(二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二)前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 その他
- (イ)委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (ロ)ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ 月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。
- (ハ)受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4 【受益者の権利等】

#### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を 除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申 込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則とし て取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いしま す。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に 再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されま す。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益 分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

#### (3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。 ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

#### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に 関する書類の閲覧を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成30年6月12日から令和元年6月11日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

りそな・バリュー&グロース

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第18期計算期間末 (平成30年 6月11日)	第19期計算期間末 (令和元年 6月11日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	200,673,040	19,479,743
株式	1,215,471,100	1,035,520,400
未収入金		32,270,555
未収配当金	6,640,870	6,977,122
流動資産合計	1,422,785,010	1,094,247,820
資産合計	1,422,785,010	1,094,247,820
負債の部		
流動負債		
未払金		11,589,921
未払解約金	11,808,019	
未払受託者報酬	764,231	589,172
未払委託者報酬	10,699,119	8,248,339
未払利息	566	50
その他未払費用	482,987	462,005
流動負債合計	23,754,922	20,889,487
負債合計	23,754,922	20,889,487
純資産の部		
元本等		
元本	1,148,720,611	1,009,116,514
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	250,309,477	64,241,819
(分配準備積立金)	182,993,903	160,697,537
元本等合計	1,399,030,088	1,073,358,333
純資産合計	1,399,030,088	1,073,358,333

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

負債純資産合計 1,422,785,010 1,094,247,820

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第18期計算期間 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日	第19期計算期間 自 平成30年 6月12日 至 令和元年 6月11日
営業収益		
受取配当金	23,833,186	19,370,924
有価証券売買等損益	250,453,093	163,770,562
その他収益	42	77
营業収益合計 	274,286,321	144,399,561
営業費用		
支払利息	71,907	33,818
受託者報酬	1,597,424	1,276,453
委託者報酬	22,363,888	17,870,224
その他費用	837,171	806,598
営業費用合計	24,870,390	19,987,093
· 営業利益又は営業損失( )	249,415,931	164,386,654
- 経常利益又は経常損失 ( )	249,415,931	164,386,654
当期純利益又は当期純損失 ( )	249,415,931	164,386,654
- 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	37,484,487	8,659,755
期首剰余金又は期首欠損金( )	50,283,299	250,309,477
剰余金増加額又は欠損金減少額	524,376	338,486
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	524,376	338,486
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,429,642	30,679,245
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	12,429,642	30,679,245
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	250,309,477	64,241,819

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場の
2. 収益及び費用の計上基	ないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 受取配当金
本	原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合に は当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しており ます。

# (貸借対照表に関する注記)

	項目	第18期計算期間末 (平成30年 6月11日)	第19期計算期間末 (令和元年 6月11日)
1 .	期首元本額	1,545,737,330円	1,148,720,611円
	期中追加設定元本額	3,561,108円	3,233,657円
	期中一部解約元本額	400,577,827円	142,837,754円
2 .	計算期間末日における受益権 の総数	1,148,720,611□	1,009,116,514□

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第18期計算期間			第19期計算期間	I
	自 平成29年 6月13日			自 平成30年 6月12日	
	至 平成30年 6月11	日		至 令和元年 6月1	1日
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	計算期間末における分配対象収益	益額は250,309,477		計算期間末における分配対象収	双益額は191,097,658
	円(1万口当たり2,179円)です	が、分配を行って		円(1万口当たり1,893円)で	すが、分配を行って
	おりません。			おりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	19,337,899円	Α	費用控除後の配当等収益額	0円
В	費用控除後·繰越欠損金補填	27,812,700円	В	費用控除後·繰越欠損金補填	0円
	後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額	
C	収益調整金額	67,315,574円	c	収益調整金額	30,400,121円
D	分配準備積立金額	135,843,304円	D	分配準備積立金額	160,697,537円
E	当ファンドの分配対象収益額	250,309,477円	E	当ファンドの分配対象収益額	191,097,658円
	( A + B + C + D )			( A + B + C + D )	
F	当ファンドの期末残存受益権	1,148,720,611 🗆	F	当ファンドの期末残存受益権	1,009,116,514□
	口数			口数	
G	1万口当たり分配対象収益額	2,179円	G	1万口当たり分配対象収益額	1,893円
	$(E / F \times 10,000)$			$(E / F \times 10,000)$	
H	1万口当たり分配金額	0円	Н	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額(F×H/10,000)	0円	Ι	分配金額(F×H/10,000)	0円

# (金融商品に関する注記)

# .金融商品の状況に関する事項

	第18期計算期間	第19期計算期間
項目	自 平成29年 6月13日	自 平成30年 6月12日
	至 平成30年 6月11日	至 令和元年 6月11日
1. 金融商品に対する取組 方針	信託約款に規定する「運用の基本 方針」の定めに従い、有価証券等 の金融商品を投資対象として運用 を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク 管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である株式のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

# . 金融商品の時価等に関する事項

項目 第18期計算期間末 (平成30年 6月11日) 第19期計算期間末 (平成30年 6月11日) 同左 ② 登標ではいるためその差額はありません。 同左 ② 1)有価証券及びデリバティブ 取引に関する事項 (1)有価証券と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 た、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引に対しております。 た、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)デリバティブ取引 同左			<b>ひ</b> 子 穴	
で計上しているためその差額はありません。  2. 金融商品の時価の算定 方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  (1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  (1)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。た、有価証券に関する注記)」に記載しております。た、有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引  (3)デリバティブ取引		項目		
方法並びに有価証券及 びデリバティブ取引に 関する事項 短期間で決済されることから、時 価は帳簿価額と近似しているた め、当該金融商品の帳簿価額を時 価としております。 (2)有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会 計方針に係る事項に関する注 記)」に記載しております。ま た、有価証券に関する注記事項に ついては、「(有価証券に関する 注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	1		で計上しているためその差額はあ	同左
	2	方法並びに有価証券及 びデリバティブ取引に	取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時 価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時 のります。 (2)有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記 記)」に記載しております。 に記載しておりままに ついては、「(有価証券に関する注記 に記載しておりましてが では、「(有価証券に関する 注記)」に記載しております。 では、「(有価証券に関する に記載しております。 では、「では、「であります。 では、「であります。 では、「であります。 では、「でおります。 では、「であります。	ブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 同左 (3)デリバティブ取引

3 .	金融商品の時価等に関		同左
	する事項についての補	┃基づく価額のほか、市場価格がな┃	
	足説明	い場合には合理的に算定された価	
		額が含まれております。当該価額	
		の算定においては一定の前提条件	
		等を採用しているため、異なる前	
		提条件等によった場合、当該価額	
		が異なることもあります。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (平成30年 6月11日)	第19期計算期間末 (令和元年 6月11日)	
<b>作里</b> 光見	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	
株式	111,943,470	119,938,504	
合計	111,943,470	119,938,504	

(デリバティブ取引等に関する注記) 第18期計算期間末(平成30年6月11日)

該当事項はありません。

第19期計算期間末 (令和元年 6月11日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 第18期計算期間(自 平成29年6月13日 至 平成30年6月11日) 該当事項はありません。

第19期計算期間(自 平成30年6月12日 至 令和元年6月11日) 該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第18期計算期間末	第19期計算期間末
	(平成30年 6月11日)	(令和元年 6月11日)
1口当たり純資産額	1.2179円	1.0637円
(1万口当たり純資産額)	(12,179円)	(10,637円)

# (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

(水工)	\$4 ta	株式数	₩₩₩		評価額	/# <del>*</del>
通貨	<b>銘柄</b>	休工\致	単価	金額	備考	
日本円	大東建託	2,200	14,360.00	31,592,000		
	カルビー	11,300	3,095.00	34,973,500		
	扶桑化学工業	14,400	2,094.00	30,153,600		
	花王	1,100	8,620.00	9,482,000		
	塩野義製薬	5,000	6,024.00	30,120,000		
	栄研化学	11,100	1,865.00	20,701,500		
	東プレ	14,800	1,815.00	26,862,000		
	ディスコ	2,000	16,790.00	33,580,000		
	ヤマシンフィルタ	52,400	622.00	32,592,800		
	SMC	900	38,000.00	34,200,000		
	ダイキン工業	2,400	13,770.00	33,048,000		
	ダイフク	5,700	5,890.00	33,573,000		
	安川電機	8,100	3,480.00	28,188,000		
	日本電産	2,500	14,560.00	36,400,000		
	シスメックス	4,500	7,801.00	35,104,500		
	小糸製作所	4,900	5,480.00	26,852,000		
	島津製作所	10,700	2,884.00	30,858,800		
	朝日インテック	2,900	5,510.00	15,979,000		
	ピジョン	7,100	4,295.00	30,494,500		
	鴻池運輸	18,000	1,719.00	30,942,000		
	インフォコム	14,000	2,433.00	34,062,000		
	トレンドマイクロ	6,500	4,940.00	32,110,000		
	シークス	19,100	1,264.00	24,142,400		
	日立ハイテクノロジーズ	5,700	5,690.00	32,433,000		
	ミスミグループ本社	13,100	2,765.00	36,221,500		
	セリア	10,100	2,519.00	25,441,900		
	ファーストリテイリング	500	63,310.00	31,655,000		
	全国保証	8,000	4,255.00	34,040,000		
	東京センチュリー	900	4,640.00	4,176,000		
	オリックス	20,600	1,574.00	32,424,400		
	LIFULL	50,600	583.00	29,499,800		
	日本M & A センター	10,700	2,710.00	28,997,000		
	UTグループ	11,700	2,440.00	28,548,000		
	カカクコム	16,100	2,146.00	34,550,600		
	東祥	11,200	2,800.00	31,360,000		
	乃村工藝社	7,300	1,392.00	10,161,600		
小計	<b>銘柄数</b>	36		1,035,520,400		
	組入時価比率	96.5%		100.0%		
	合計			1,035,520,400		
		\ <del>\</del>			٠	

(注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率 であります。

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

## 令和元年6月末日現在

資産総額	1,062,115,006円
負債総額	820,864円
純資産総額( - )	1,061,294,142円
発行済口数	1,007,546,999□
1口当たり純資産額( / )	1.0533円
(1万口当たり純資産額)	(10,533円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### 2. 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券 への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 3. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口 座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設 したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機 関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の 口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## 4. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 5. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益 権を均等に再分割できるものとします。

## 6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

## 7. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、 信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部 【委託会社等の情報】

## 第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

#### (1) 資本金の額

本書作成日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株発行済株式総数 : 2,400,000株過去5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2) 委託会社の概況

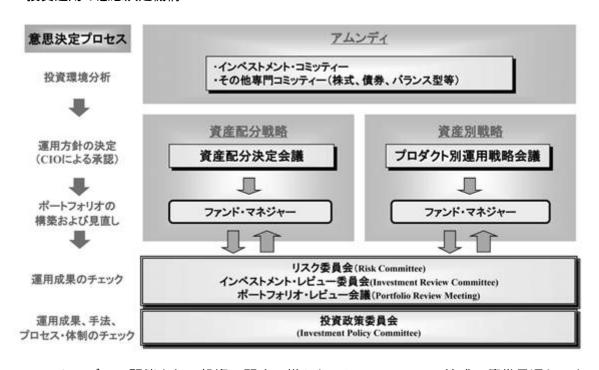
## 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。 その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略 会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直 しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・インベストメント・レビュー委員会 (月次開催)では、プロダクトごとのより詳細な 運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議 を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ 分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証しま す。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 2 【事業の内容及び営業の概況】

#### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

#### 営業の概況

令和元年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	9	48,001
追加型株式投資信託	169	1,951,408
合計	178	1,999,409

## 3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (4)当社は、平成29年9月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、前事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月となっています。

# (1)【貸借対照表】

		—————————————————————————————————————		(単位:千円)
		第 37 期 (平成29年12月31日)		第 38 期 (平成30年12月31日)
 資産の部		(平成29年12月31日)		(平成30年12月31日)
<sub>貝座の部</sub> 流動資産				
派 <u>割貝</u> 性 現金・預金		0.040.675		40,000,040
		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬	*1	2,801,064	*4	3,362,163
未収運用受託報酬	· · · I	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬	*4	4,663	*4	4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産 		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他	_	69		874
流動資産合計	_	14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2 _	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計	_	196,658		164,16
無形固定資産				
ソフトウエア		38,852		33,524
ソフトウエア仮勘定		4,806		
商標権	_	845		835
無形固定資産合計	_	44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		
貸倒引当金		1,000		
投資その他の資産合計	_	747,707		715,182
固定資産合計	_	988,868		913,708
	_	15,179,702		17,135,263

(単位	•	千円)	
( <del>+</del> 12	٠	1111	

				(単位:千円)
		第 37 期		第 38 期
		(平成29年12月31日)		(平成30年12月31日)
負債の部				
流動負債				
リース債務		991		-
預り金		1,259,125		95,842
未払償還金		686		686
未払手数料		1,363,261		1,699,255
関係会社未払金		243,647		397,289
その他未払金	*1	152,555	*1	586,484
未払費用		412,172		311,469
未払法人税等		163,910		168,056
未払消費税等		103,501		88,126
賞与引当金		672,011		656,427
役員賞与引当金	_	116,143		152,398
流動負債合計	_	4,488,002		4,156,033
固定負債				
繰延税金負債		11,885		5,479
退職給付引当金		11,320		55,750
賞与引当金		26,132		39,672
役員賞与引当金		54,701		112,090
資産除去債務	_	60,483		61,573
固定負債合計	_	164,521		274,565
負債合計	_	4,652,523		4,430,598
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,542,567		1,542,567
資本剰余金合計	_	2,618,835		2,618,835
利益剰余金	_			
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		6,592,764		8,779,534
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		4,992,764		7,179,534
利益剰余金合計	_	6,702,856		8,889,626
株主資本合計	_	10,521,691		12,708,462
評価・換算差額等	_			
その他有価証券評価差額金		5,488		3,796
評価・換算差額等合計	_	5,488		3,796
純資産合計	_	10,527,179		12,704,665
負債純資産合計	_	15,179,702		17,135,263
	-			. ,

# (2)【損益計算書】

		(単位:千円
	第 37 期	第 38 期
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,32
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,55
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,46
広告宣伝費	63,731	106,77
調査費	500,592	627,42
委託調査費	343,347	804,80
委託計算費	14,801	20,06
通信費	38,276	41,20
印刷費	68,664	181,29
協会費	21,264	28,77
営業費用合計	6,478,400	10,182,80
-般管理費	0, 110, 100	10,102,00
役員報酬	150,777	168,29
給料・手当		
	1,845,556	2,136,27
賞与	-	1,00
役員賞与	6,596	77,09
交際費	11,133	16,00
旅費交通費	64,237	86,61
租税公課	85,622	114,83
不動産賃借料	141,367	189,35
賞与引当金繰入	512,522	625,99
役員賞与引当金繰入	67,500	81,61
退職給付費用	95,770	219,00
固定資産減価償却費	39,898	53,70
商標権償却	195	31
福利厚生費	226,612	330,20
諸経費	174,049	337,40
一般管理費合計	3,421,834	4,437,68
常業利益	2,249,675	3,264,06
<b>常業外収益</b>		
有価証券利息	191	5
有価証券売却益	5,282	32
受取利息	144	22
為替差益	81,187	
雑収入	1,290	9,59
営業外収益合計	88,093	10,20
2.		-, -
有価証券売却損	<u> </u>	9
特別退職金	7,058	, and the second se
支払利息	410	7
文払利息 為替差損	410	
	-	35,86
雑損失	4,457	26.02
営業外費用合計	11,926	36,03
を開発している。 * 31 ギング 切り	2,325,843	3,238,22
<b>兑引前当期純利益</b>	2,325,843	3,238,22

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

法人税等調整額	179,042	13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

# (3)【株主資本等変動計算書】

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

(単位:千円)

				(11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-		
	株主資本					
	恣★仝		資本剰余金			
	資本金 -	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計						
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		

	株主資本					
		利益剰余金				
		その他を	利益剰余金		株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021	
当期变動額						
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687	
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期变動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330	
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金				
	貝쑤並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		
当期変動額						
当期純利益						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計						
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		

	株主資本					
		利益	益剰余金			
		その他を	利益剰余金		株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691	
当期变動額						
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770	
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期变動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9,284	9,284	9,284
当期变動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

## 注記事項

#### (重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年~18年

器具備品 4年~15年

### (2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって 退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### (3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

#### (4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

#### 7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

## (1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### (貸借対照表関係)

### \*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期	第38期	
	(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)	
未収収益	152,512 千円	162,554 千円	
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円	

### \*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期	第38期
	(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)
 建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

### (損益計算書関係)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

世士の廷若	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
株式の種類 	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

### 2. 配当に関する事項

### (1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)	配当金の総額	300,000千円
( 🗆 )	1 株当たり配当額	125.00円
(八)	基準日	平成29年 3月31日
(=)	効力発生日	平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)	配当金の総額	5,654,687千円
( 🗆 )	1 株当たり配当額	2,356.12円
(八)	基準日	平成29年 3月31日
$(\equiv)$	効力発生日	平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
休工の発表	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

#### 2. 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

## (3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

### 第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2)未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3)未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4)金銭の信託	309,607	309,607	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

### 第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
(1)現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2)未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3)未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4)未収収益	849,057	849,057	-
(5)金銭の信託	303,324	303,324	-
(6)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1)未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ご との有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

### 負債

#### (1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム (デラウエア)社の株式です。

(単位:千円)

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	
関係会社株式	84,560	84,560	

#### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

#### 第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 ( 千円 )	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

## 第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
	(111)	(111)	(111)	(111)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

## (有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

#### 2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

ΓZ /\	<b>壬壬</b> 米五	取得原価	貸借対照表計上額	差額
区分	種類	(千円)	(千円)	(千円)
	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-
価を超えるもの	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-
価を超えないもの	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

<sup>(</sup>注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

## 第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
<b>レ</b> カ	<b>个里</b> 天只	(千円)	(千円)	(千円)
	(1) 株式	1	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-
価を超えるもの	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
	(1) 株式	•	-	-
   貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-
価を超えないもの	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

<sup>(</sup>注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

## 4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日) 該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日) 該当事項はありません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券

### 第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
金銭の信託	222,937	10,327	6,299	
投資信託	12,161	1,257	3	

### 第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)		
金銭の信託	-	-	-		
投資信託	2,781	321	99		

### (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確 定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定してい ます。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度でありま す。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

			(千円)
	第37期	第38期	
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日	
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767	
退職給付費用	65,050	179,620	
退職給付の支払額	-	11,320	
制度への拠出額	82,680	115,316	
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750	

#### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		(千円)
	第37期	第38期
	(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

#### (3)退職給付費用

## 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

## (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期		第38期		
	(平成29年12月	]31日)	(平成30年12月31日)		
繰延税金資産					
未払費用否認額	83,244	千円	84,650	千円	
未払事業税	30,157	千円	32,910	千円	
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384	千円	213,145	千円	
退職給付引当金損金算入限度超過額	847	千円	10,046	千円	
減価償却資産	4,429	千円	4,237	千円	
資産除去債務	17,110	千円	18,854	千円	
その他有価証券評価差額金	-	千円	1,676	千円	
未払事業所税	2,194	千円	2,417	千円	
その他	-	千円	2,834	千円	
繰延税金資産小計	353,364	千円	370,769	千円	
評価性引当額	38,464	千円	44,597	千円	
繰延税金資産合計	314,900	千円	326,171	千円	
繰延税金負債					
繰延資産償却額	794	千円	1,838	千円	
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	4 050	<b></b>	0.040	<b></b>	
固定資産計上額	4,659	千円	3,642	千円	
その他有価証券評価差額金	2,422	千円	-	千円	
その他	4,010	千円	-	千円	
繰延税金負債合計	11,885	<u>千円</u>	5,479	 千円	
繰延税金資産の純額	303,015	<u>千</u> 円	320,692	———— 千円	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

## 第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### 第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を 改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税 法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で 成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日) 該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期		第38期	
	(自平成29年 4月 1	日	(自平成30年 1月 1	日
	至平成29年12月31	日)	至平成30年12月31	日)
期首残高	59,677	千円	60,483	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円	-	千円
時の経過による調整額	806	千円	1,091	千円
期末残高	60,483	千円	61,573	千円

### (セグメント情報等)

#### (セグメント情報)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)及び第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

#### (関連情報)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

#### (1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

## (1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

<sup>(</sup>注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド (毎 月決算コース)	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

#### (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種	۵		次十个口	事業の内	議決権	関	係内容		取引金額		期末残高
類	会社等 の名称	所在地	資本金又は出資金	容又は職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	(千円)	科目	州木残局 (千円)
親	アムンディ						投資信託、	情報提供、コン			
会	アセットマ	フランス	1,086,263	投資	(被所有)	なし	投資顧問	サルティング料	423,995	未収収益	152,512
社	ネジメント	パリ市	(千ユーロ)	顧問業	間接100%		契約の再 委託等	(その他営業収益) *1			

#### (注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2)兄弟会社等

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1=	ほ ムソケ 次ナムロ	次ナムワ	事業の	議決権	関	係内容		mal 스호즈		ᄪᆂᅷ			
類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	内容又は職業			(被所有)	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	アムン ディ・ル クセンブル グ・エス・ エー	ルクセン ブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129		

#### (注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- 2. 親会社に関する注記

#### 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場).

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

### 第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

		資本金又   事業の		事業の	議決権等		—————— 係内容				
種類	会社等 の名称		の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
親会	アムン ディ ア セットマネ	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	720,243	未収収益	162,554
社	ジメント		,				委任等	委託調査費等の 支払など *2	593,092	その他 未払金	502,438

#### (注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
  - \*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2)兄弟会社等

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

									1310	m / IX I I I	1 7 7 7 7 1
1=	A +1 ***		22 ± 0.0	事業の	議決権等 の所有 (被所有)	関係内容			mal A to		## ## ##
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	内容又 は職業		役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					割合						
兄弟	アムン			17,786 投資 なし		なし なし		運用受託報酬 *1 512,886	未収運用	120,829	
	ディ・ルク								312,000	受託報酬	120,029
	センブル	ルクセン	17,786		<i>t</i> >1			情報提供、コン			
会	グ・エス・	ブルグ	(千ユーロ)	顧問業	/ A U	<i>A</i> U	建用丹安司	サルティング料	004 050	未収収益	004 504
社	エー						(その他営業収	881,652	<b>小以以</b> 留	634,534	
	1							益) *1			

## (注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- 2. 親会社に関する注記

#### 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

## (1株当たり情報)

	第37期	第38期
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期	第38期
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)
当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(重要な後発事象)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日) 該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日) 該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 、 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 、 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される 事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成31年3月末日現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万 円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成31年3月末日現在)	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第
むさし証券株式会社	5,000百万円	]   一種金融商品取引業を営ん
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	   でいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営
		むとともに、金融機関の信
		託業務の兼営等に関する法
		律(兼営法)に基づき信託業
		務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営
株式会社関西みらい銀行 <sup>1</sup>	38,971百万円	んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行 <sup>2</sup>	1,711,958百万円	

- 1 平成31年4月1日現在
- 2 株式会社三菱UFJ銀行は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配 金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

- < 再信託受託会社の概要 >
- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成31年3月末日現在)

 EDINET提出書類

 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社 から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委 託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的と します。

## (2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約 金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成30年9月11日	有価証券報告書・有価証券届出書
平成31年2月 8日	訂正有価証券届出書
平成31年3月11日	半期報告書・有価証券届出書

### 独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員

公認会計士 鶴 田 光 夫

公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸 表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行っ た。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和元年7月17日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・バリュー&グロースの平成30年6月12日から令和元年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・バリュー&グロースの令和元年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。